

入札公告（建設工事）
（入札説明書を兼ねる）

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本公告は入札説明書を兼ねています。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局の北海道新幹線、音名川橋りょう（ＰＣけた）工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札公告（入札説明書）によるものとします。

令和５年８月８日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明

○北海建公告第 16 号

1 工 事 概 要

- (1) 工 事 名 北海道新幹線、音名川橋りょう（ＰＣけた）
（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 北海道二世郡八雲町
- (3) 工事内容 本工事は、北海道新幹線新青森起点 184km085m から 203km478m
（延長 19,393m）における ＰＣ箱桁 4 連、2 径間連続 ＰＣ箱
桁 1 連の製作・架設工事である。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から 27 箇月間
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた
工事である。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方
式の適用工事のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施
工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合
評価方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に工事材料、施工方法等の変更について提案を受け付ける契約
後 ＶＥ方式の試行工事である。
なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用され
た提案に対する再度の提案は受け付けない。
- (8) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象工事であ
る。ただし、以下の点に留意すること。
ア 当初より電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式
に代えるので、下記により提出すること。なお、その際は下記提出先に連絡すること。

(7) 提出方法

紙入札方式参加承諾願を持参、郵送、託送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便、託送の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メールによる場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により連絡すること。以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

なお、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(4) 提出先

〒060-0002

札幌市中央区北二条西一丁目1番地（マルイト札幌ビル6階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北海道新幹線建設局 総務部 契約課

電話 011-231-3489 電子メールアドレス keiyaku.spp@jr-tt.go.jp

(5) 受付期間

表-1②のとおり。

イ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。

- (9) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。本方式の実施方式は、包括的単価個別合意方式（工事等数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）によるものとする。

なお、本方式の実施手続は、当機構ホームページで公開している「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領」及び「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の解説」によるものとする。

- (10) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、別に示す地域ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。
- (11) 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
- (12) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (13) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制モデル工事（発注者指定方式）」の試行工事である。工事期間内において週休2日を確保した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

詳細については内容説明書による。

- (14) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
- (15) 本工事は、元請け企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、総合評価方式においてインセンティブを付与する「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行工事である。
- (16) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、内容説明書によることとする。
- (17) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない工事である。
- (18) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction の取り組みにおいて、BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management) を導入することにより、ICTの全面的活用を推進し、BIM/CIM モデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とする BIM/CIM 活用工事（発注者指定型）である。
- (19) 本工事は、脱炭素化の加速に向けた取り組みを行う企業を評価する「カーボンニュートラル試行工事」である。
- (20) 本工事は、概略工程表明示の試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす2者若しくは3者を構成員とする特定建設工事共同企業体又は単体有資格者とし、かつ、当機構北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当機構における「プレストレストコンクリート工事」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格者は、当機構における「プレストレストコンクリート工事」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）及び主観的事項について算定した点数（総合点数）が1,000点以上の者とする。

（注）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者は、平成 20 年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の①の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が当該施工実績を有すること。）。

特定建設工事共同企業体のその他の構成員は、平成 20 年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の①又は②の施工実績を有すること。

①鉄道 P C 上部工新設工事

② P C 上部工新設工事

※鉄道工事とは、鉄道構造物等設計標準に基づき設計された鉄道構造物の工事をいう。

当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者は出資比率が構成員中最大、その他の構成員は出資比率が 10%以上のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。

また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が 65 点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

- (4) 当機構の施工実績がある場合は、工事種類「プレストレストコンクリート」における令和 3 年度及び令和 4 年度の当機構の工事成績が、2 年連続で平均が 60 点未満でないこと。
- (5) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (6) 共同企業体の全ての構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、その配置については、「監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

(ア) 1 級建設機械施工管理技士の資格を有する者

(イ) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。（旧選択科目の「農業土木」でも可））、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業－農業農村工学」（旧選択科目の「農業－農業土木」でも可）又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者

(ウ) 国土交通大臣（平成 13 年 1 月 5 日以前においては建設大臣）が 1 級土木施工管理技士又は(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

イ 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者の配置予定技術者は、平成 20 年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した(3)①の施工経験を有す

ること。

特定建設工事共同企業体の出資比率が第2位（3者の場合）の構成員の配置予定技術者は、平成20年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した(3)①又は②の施工経験を有すること。

特定建設工事共同企業体の出資比率が最下位（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち1者に限る。）の構成員の配置予定技術者は、施工経験を必要としない。

当該施工経験が共同企業体の構成員としての経験である場合には、出資比率が10%以上のものに限る（乙型にあっては、分担工事の経験に限るものとし、出資比率は問わない。）。

また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が、アの要件を満たす配置予定技術者を本工事に専任で配置できること。

また、構成員のうち少なくとも1者の配置予定技術者が、イの要件を満たす施工経験を有すること。

なお、入札後の措置として、契約額が建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満の場合においては、構成員のいずれか1者が、ア及びイの要件を満たす配置予定技術者を専任で配置することで、残りの構成員の配置予定技術者は専任を要しない。

また、監理技術者の場合はウの要件についても満たしていること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

なお、当該工事に係る設計業務等の受注者とは、次に掲げる者である。

日本交通技術株式会社、株式会社千代田コンサルタント

また、資本関係及び人的関係とは以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社

等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって①から④までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得(以下「契約申込心得」という。)第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係 (8)アに同じ。

イ 人的関係 (8)イに同じ。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 (8)ウに同じ。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 「工事全般の具体的な施工計画及び工事目的物の性能又は機能の向上に関する技術提

案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点する。

ア 施工体制の評価について

評価項目	評価基準	得点	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
合 計		30.0	

イ 工事全般の具体的な施工計画について

評価項目	評価基準	得点	配点
工程確保や安全対策に配慮した施工計画（環境保全に係る提案を除く。）	現地の条件（地形、地質、地域特性等）を踏まえて工程確保や安全対策に配慮した施工計画が適切であり、工夫が見られるか。	5段階にて評価	4.0
合 計		4.0	

ウ 工事目的物の性能又は機能の向上に関する具体的な施工計画について

評価項目	評価基準	得点	配点
コンクリートの締固め、材料分離又はひび割れ防止に対する施工管理又は品質管理に係る施工計画	現地の条件（地形、地質、地域特性等）を踏まえて施工管理又は品質管理が適切であり、工夫が見られるか。	5段階にて評価	7.0
P C 構造物に対する施工管理又は品質管理に係る施工計画（上記コンクリートに係る提案を除く。）	現地の条件（地形、地質、地域特性等）を踏まえて施工管理又は品質管理が適切であり、工夫が見られるか。	5段階にて評価	7.0
合 計		14.0	

エ 企業の施工能力について

評価項目	評価基準	得点	配点
共同企業体の代表者又は単体有資格者の施工実績（平成 20 年度以降）	「2 (3) ①鉄道 P C 上部工新設工事」の施工実績が 2 件以上ある。	5.0	5.0
共同企業体の代表者又は単体有資格者の当機構における指名停止等措置	粗雑工事での過去 1 年間（申請書提出期限を基準日とする。）の指名停止等措置状況（共同企業体の場合は、出資比率が最大のものに限る。）	指名停止	-5.0
		警 告	-3.0
		注 意	-1.0
共同企業体のいずれかの構成員又は単体有資格者のワーク・ライフ・バランス関連認定制度における	次に掲げるいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定等（※1）	いずれかに該当する	1.0

る取得状況（※4）	・次世代法に基づく認定（※2） ・若者雇用促進法に基づく認定（※3）			
特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者における「労務費見積り尊重宣言」の取組状況	下請け企業への見積り依頼に際して、労務費（労務賃金）を内訳明示する取組を行う。			
共同企業体のいずれかの構成員又は単体有資格者のカーボンニュートラルに資する認証制度における取得・参加等の状況	次に掲げるいずれかの認証制度について、取得又は参加等している。 ・エコ・ファースト（※5） ・チャレンジ・ゼロ（※6） ・SBTi（※7） ・TCFD（※8） ・CDP（※9） ・RE100（※10） ・その他個別に認めた認証制度（※11）			
合 計			6.0	

（※1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

（※2）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

（※3）青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

（※4）外国法人は、認定を受けていることを証明する認定書の写し（内閣府による認定等相当確認通知書等）を添付するものとし、添付がない場合は評価しない。

（※5）環境省による「エコ・ファースト」の認定を取得した企業をいう。

（※6）一般社団法人日本経済団体連合会による「チャレンジ・ゼロ」に参加している企業をいう。

（※7）CDP、国連グローバルコンパクト（UNGC）、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）による「SBTi」の認定を取得した企業をいう。

（※8）金融安定理事会（FSB）による「TCFD」提言に賛同している企業をいう。

- (※9) CDPを通じて環境情報を開示している企業をいう。
- (※10) The Climate Group (TCG) による「RE100」に参加している企業をいう。
- (※11) 上記※5 から※10 以外の認証制度において、「CO₂等の温室効果ガスの削減目標を設定・公表し、第三者が評価・認証していること」又は「カーボンニュートラルの実現に向けた具体的な取組みや目標年次等を設定・公表し、第三者が認証していること」を機構が個別に確認し、これらを満足すると認められた企業をいう。
- (ア) 工事の施工実績については、共同企業体の構成員としての実績は、共同企業体の代表者又は単体有資格者は出資比率が最大、共同企業体のその他の構成員は出資比率が10%以上のものに限る（乙型にあつては、分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。なお、経常建設共同企業体にあつては、代表者が有する施工実績をもって評価をする。
- (イ) 指名停止等措置について、経常建設共同企業体にあつては、代表者に対する指名停止等措置をもって評価をする。
- (ウ) 指名停止等措置の減点は、共同企業体の代表者又は単体有資格者の施工実績の得点に対して行うこととする。ただし、0点を下限とする。
- 注：指名停止等措置とは、指名停止等措置要綱別表第1第2号に基づく指名停止、警告又は注意をいう。
- (エ) 指名停止等措置の措置状況における過去1年間の基準日は申請書提出期限の日とする。
- (オ) ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況について、経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員のものを評価する。
- (カ) 「労務費見積り尊重宣言」の取組状況について、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が決定・公表している場合に評価する。
- (キ) カーボンニュートラルに資する認証制度における取得・参加等の状況について、経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員のものを評価する。

オ 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	得点	配点
共同企業体の代表者又は単体有資格者の技術者の施工経験の有無（平成20年度以降）	「2(3)①鉄道PC上部工新設工事」について、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての施工経験が2件以上ある。	6.0	6.0
	「2(3)①鉄道PC上部工新設工事」について、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての施工経験がある。	3.0	

	「２(３)①鉄道ＰＣ上部工新設工事」の施工経験が２件以上ある。	3.0	
合 計		6.0	

- (ア) 配置予定技術者の施工経験については、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が10%以上のものに限る（乙型にあつては、分担工事の経験に限るものとし、出資比率は問わない。）。
- (イ) 複数の配置予定技術者を候補者として申請した場合の施工経験は、候補配置予定技術者の下位の施工経験をもって評価する。

(2) 総合評価の方法

価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア 標準点

(1)に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合、標準点100点を与える。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみ与える。

イ 施工体制評価点

施工体制評価点は、(1)アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ 加算点

加算点は、(1)イからオまでに示す評価項目について、合計で最大30点を与える。

なお、(3)におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

エ 入札参加者の入札価格が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれのある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。以下「重点審査価格」という。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

また、施工体制評価点が低い者は、別紙「施工体制確認のための追加資料等について」３(4)に基づき、加算点の付与を行う。

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、当機構が定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札した者及び調査基準価格を上回る価格で入札した者で、提出された工事費内訳書の内容について疑義がある者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

ア 日時

表－１⑫のとおり。

イ 場所

1 (8) ア (イ) に同じ。

ウ 追加資料の提出

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者に対しては、施工計画として提出される施工計画書（様式 5、6）に加え、ヒアリングのための追加資料の提出を求める（別紙参照のこと。）。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、9 (3) の開札の後、表－1 ⑩までに入札参加者あて連絡するものとし、その提出は、表－1 ⑪までに行うものとする。提出を求めることとなる追加資料は、別紙のとおり。

なお、別紙追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

エ その他

入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。

ヒアリングへの出席者は、配置予定技術者（複数名で申請した場合は最低 1 名）を必ず含め、施工計画書及び追加資料の説明が可能な者をあわせ、3 名以内とする。

追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。審査方法の概要は、別紙のとおり。

なお、開札状況等によってはヒアリング及び追加資料提出の日時を変更する場合がある。

(4) 落札者の決定方法

ア 次の (ア) から (ウ) までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、次の (ア) から (ウ) までの全ての要件に該当する他の入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) (1) に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足していること。

(ウ) 評価値が、標準点（100 点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術提案総括表（様式 5）及び技術提案内訳（様式 6）に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責めにより提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行い、併せて工事成績評定点を減ずる措置を行う。

4 担当支社等

1 (8) ア(イ)に同じ。

5 入札等に関する資料の交付期間及び方法

(1) 交付期間 公告の日から入札書提出の期限の日まで。

(2) 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は1 (8) ア(イ)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書等（共同企業体協定書の写しを含む。以下同じ。）を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 2 (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、2 (1) 及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に、2 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。したがって、当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に、2 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

イ 提出方法

申請書等の提出にあたっては、提出書類通知書（様式7）及び施工計画提出通知書（様式8）を各々電子入札システムにより送信するとともに、申請書等を提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。

また、契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、申請書等を提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付すこと。

また、申請書等のうち押印を要するものについて、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 受付期間

表-1 ①のとおり。

エ 提出先

1 (8) ア(イ)に同じ。

オ 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式について

提出書類通知書（様式7）及び施工計画提出通知書（様式8）の作成に使用するア

アプリケーションソフト及び保存するファイル形式については、次のいずれかによるものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2021 以下で参照可能な形式
2	Microsoft Excel	Excel2021 以下で参照可能な形式
3	その他のアプリケーション	・ PDF 形式 ・ 上記に加え特別に認めた形式

(2) 申請書は、様式 1 により作成すること。

(3) 資料は次に従い作成すること。

アの工事の施工実績表に記載する工事、イの配置予定技術者の資格・工事経験調書の工事経験の概要に記載する工事は、2 (3) 及び 2 (6) イに掲げる要件を満たす工事に限り記載することとし、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付（当機構発注の工事で工事成績評定点の通知を受けている場合に限る。）すること。

ア 工事の施工実績表

2 (3) に掲げる資格を有すること及び 3 (1) エに掲げる評価基準を満たすことを判断できる施工実績を様式 2－1 に 1 件以上記載すること。ただし、当該評価基準を満たす実績がない場合には、記載する件数は 1 件でよい。

なお、共同企業体にあつては、各構成員の施工実績をそれぞれ記載すること。

イ 配置予定技術者の資格・工事経験調書

2 (6) に掲げる資格を有すること及び 3 (1) オに掲げる評価基準を満たすことを判断できる資格及び工事の経験を様式 3 に記載すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、工事の経験については、構成員のうち 1 者のものについて記載すること。

配置予定技術者が資格保有者であることを確認できる資格の合格証明書等の資料の写しを添付すること。2 (6) ア (ウ) にて申請する場合は大臣認定書の写しを添付すること。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び工事の経験を記載することもできる。ただし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

また、入札書提出後落札決定されるまでの期間において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨を申し出ること。その申出に基づき提出された入札書は、無効とする。

ウ 契約書の写し

アの施工実績及びイの施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該工事が施工実績及び施工経験としての要件を満たす工事であることが確認できる書類の写しを提出すること。また、イの施工経験として記載した工事に従事したことが確認できる書類の写しを提出すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しに代えて CORINS の登録内容確認書を提出すること。

※CORINS の登録内容確認書だけで当該工事が施工実績及び施工経験としての要件を満たす工事であることが確認できない場合は、要件を満たすことが確認できる書類の写しを提出すること。

エ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定

ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定状況を様式 2-2 に記載すること。

なお、認定を受けていることを証明する認定書等（認定通知書・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）、外国法人にあっては、内閣府による認定等相当確認通知書等）の写しを添付すること。添付がない場合は加点評価しない。

オ 「労務費見積り尊重宣言」の取組

「労務費見積り尊重宣言」の取組について評価を希望する場合は、次の(ア)及び(イ)を提出すること。

(ア) 本競争の参加希望者（個社）が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）

(イ) 「労務費見積り尊重宣言」に関する取組状況の公表先 URL 及び労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書（様式 2-3）

カ カーボンニュートラルに資する認定制度における取得・参加状況

カーボンニュートラルに資する認定制度における取得・参加等の状況について評価を希望する場合は、その取得・参加等の状況を様式 2-4 に記載すること。

なお、取得・参加等していることを証明する認定書等の写しを添付すること。添付がない場合は加点評価しない。

キ 施工計画

2 (5) に掲げる資格を有することを判断できる施工計画として、工事全体の工程表と工程管理に係わる技術的所見を様式 4 により記載すること。

なお、施工計画の内容が適正と認められたことにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する受注者の責任が、軽減されるものではない。

施工計画の審査は、施工計画の実施手順の妥当性と工期設定の適切性について審査する。

施工計画を作成するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画の提案は原則認めない。

ク 技術提案に係わる具体的な施工計画

2 (11) に掲げる資格を有することを判断できる技術提案を様式 5 及び様式 6-1 から様式 6-3 により記載すること。

なお、施工計画の内容が適正と認められたことにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する受注者の責任が、軽減されるものではない。

技術提案については、その後の工事においてその提案内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

施工計画の審査は、施工計画が現地の条件（地形、地質、地域特性等）を踏まえた適切な内容であるか審査する。

施工計画を作成するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画の提案は原則認めない。

また、技術提案のうち別冊内容説明書記載の別途協議事項及び追加工事に該当するものは、契約後別途協議となるので評価対象外とする。

技術提案に係わる具体的な施工計画の採否については、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

その際、施工計画が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

ケ 自己採点表

様式 9 に掲げる評価項目について、申請した内容を自己評価のうえ、該当する点数を記載すること。自己採点が当機構による評価と一致しない場合は、当機構の審査結果により評価する。

なお、自己採点表の記載に疑義が生じた場合、説明資料の提出依頼や内容の確認を行う場合がある。

また、自己採点表の提出がない場合若しくは自己採点表に虚偽の記載を行った場合は、指名停止等措置要綱に基づく措置を行う場合がある。

コ 経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書及び同協定書第 8 条に基づく協定書の写しを提出すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は表－ 1 ⑤までに電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当役は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問合せ先 1 (8) ア (イ) に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者又は技術提案を認められなかった者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由又は技術提案を認めなかった理由について、次により説明を求めることができる。

ただし、技術提案の採否については、競争参加資格がないと認められた者は対象としない。

ア 提出期限 表－１⑥のとおり。

イ 提出先 １(８)ア(イ)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出するものとする。

ただし、紙入札方式による場合は、書面（様式は自由）を郵送等するものとし、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(２) 契約担当役は、説明を求められたときは、表－１⑦までに説明を求めた者に対し、電子入札システム（紙入札方式による場合は、書面又は電子メール）により回答する。

８ 入札説明書等に対する質問

(１) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による場合は書面を郵送等により提出することとし、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

なお、電送によるものは受け付けない。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問事項記入欄に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式による場合に限り、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記するものとする。

ア 受付期間

表－１③のとおり。

イ 提出先

１(８)ア(イ)に同じ。

(２) (１)の質問に対する回答は、電子入札システムで提出されたものについては電子入札システムにより、郵送等で提出されたものについては書面又は電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

表－１④のとおり。

イ 閲覧場所

１(８)ア(イ)に同じ。

９ 入札方法、入札の締切及び開札の日時、場所等

(１) 入札方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、持参又は郵送（配

達証明付郵便に限る。) することとし、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

なお、電子メール又は電送による提出は認めない。

(2) 入札の締切日時

表－１⑧のとおり。

(3) 開札の日時

表－１⑨のとおり。

(4) 場 所

〒060－0002 札幌市中央区北二条西一丁目１番地（マルイト札幌ビル６階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北海道新幹線建設局 入札室

（ただし、持参又は郵送による入札書の提出先は、当機構北海道新幹線建設局総務部契約課。）

(5) その他

競争入札の執行に当たっては、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

電子入札システムによる入札の場合は、当該通知書は不要。

(6) 入札参加者は、入札書（再度の入札を行う場合の入札書を含む。）を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。辞退届を提出した者は、その旨を１（８）ア（イ）に電話連絡すること。

ただし、辞退者に対し詳細な辞退理由書及びその裏付けとなる客観的な資料の提出並びにその内容について説明を求める場合があるので、その場合は、辞退者はこれを拒否することができないものとし、拒否した場合は不誠実な行為とみなして指名停止等の措置を行うことがある。

なお、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の執行回数

入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

請負代金額の 10 分の 1（ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の 10 分の 3）以上（保証金納付場所 三井住友銀行 ベイサイド支店）。

ただし、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 工事費内訳書の提出等

- (1) 第1回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札システムによる入札の場合は、入札書に工事費内訳書のファイルを「添付資料追加」機能により添付し同時送信すること。

なお、契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して提出すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は自由とするが、送信に際して使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は6(1)オの表に示すいずれかによるものとし、記載内容は、工事等数量総括表に掲げる工事区分、工種、種別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を表示したものとし、これに商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載のうえ、紙による入札の場合にあっては「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載する場合を除き押印したものとする。

なお、ファイルの容量は2MB以内に収めることとし、2MB以内に収まらない場合は持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。

ただし、圧縮することにより2MB以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送信することを認める。

- (3) 工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書提出期限までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が(1)に違反し行われず、別冊契約申込心得第13条第1項第6号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする場合がある。

なお、工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

- (4) 提出された工事費内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

- (5) 工事費内訳書の提出に関し、次のいずれかに該当する場合には、当該入札参加者が行った入札は無効とする。

ア 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- (イ) 工事費内訳書の全部又は一部を提出しない場合
- (ロ) 工事費内訳書が白紙である場合
- (ハ) 工事費内訳書とは無関係の書類である場合
- (ニ) 他の入札に係る工事費内訳書である場合

- (オ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- (カ) 紙による入札の場合で、工事費内訳書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が無い又は記載内容に不備がある場合（押印がある場合を除く。）
- イ 工事費内訳書に記載すべき事項が欠けている場合
 - (ア) 内訳の記載がない場合
 - (イ) 入札説明書又は指名通知書にて指示された項目を満たしていない場合
- ウ 本件の工事費内訳書に加え、他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
- エ 記載すべき事項に以下のいずれかの誤りがある場合
 - (ア) 発注者名に誤りがある場合
 - (イ) 案件名に誤りがある場合
 - (ウ) 提出業者名に誤りがある場合
 - (エ) 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- オ 上記の他、工事費内訳書中の各項目を合計した金額と合計金額が大幅に異なる場合等工事費内訳書に重大な不備があると認められる場合

12 開札

電子入札システムにより入札する場合は、開札時の立会いは不要。紙による入札の場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 提出した申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 別冊内容説明書、別冊契約申込心得等において示した入札に関する条件に違反した入札
- エ 工事費内訳書を提出しない者等のした入札

14 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者に対する理由の説明

非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者は、契約担当役に対して非落札となった理由について、次により説明を求めることができる。

- ア 提出期限 落札決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く。）以内。
- イ 提出先 1 (8) ア(イ)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出するものとする。
ただし、紙入札方式による場合は、書面（様式は自由）を郵送等するものとする。

エ 回答方法 アの提出期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、電子入札システム（紙入札方式による場合は、書面又は電子メール）により回答する。

15 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は示方書等による。

16 手続きにおける交渉の有無 無

17 契約書作成の要否 要

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

(1) 前金払 有

ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、工事請負契約書第37条中の前金払の割合を請負代金額の10分の2以内に変更する。

(2) 出来形払 有

19 火災保険付保の要否 否

20 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明、技術提案が認められなかった理由の説明又は非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれに対する回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次のとおり、書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

なお、当該再苦情申立てについては、当機構北海道新幹線建設局入札監視委員会が審議を行う。

ア 受付窓口 1 (8) ア(イ)に同じ。

イ 受付期間 休日を除く毎日、10時から16時まで。

ウ 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 1 (8) ア(イ)に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

1 (8) ア(イ)に同じ。

22 総合評価に関する事項

施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない事由により「技術提案に係わる具体的な施工計画」に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

23 その他

(1) 工事費は、当該工事を単独工事として積算している。

(2) 同一業者が同種の工事を隣接する施工場所において、同時期（施工中の工事で施工期間が重複している場合を含む。）に落札した場合は、当該工事を一括して発注した場合の工事費の積算方法（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費比率）を基礎に協議のうえ、契約締結後に請負代金額を精査する。

なお、共同企業体の場合は代表者が同一業者の場合を精査の対象とし、精査の範囲は、重複する構成員の出資比率及び工事期間を基礎に算定する。ただし、代表者が同一業者でない場合であっても、上位2者が同一の2業者から構成される場合は上記と同様に精査する。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 入札参加者は、別冊契約申込心得及び別冊契約書案を熟読し、契約申込心得を遵守すること。

(5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 落札者は、6 (3) イの資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

(7) 配置予定技術者等の確認

落札決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術者を記載した資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2 (6) に掲げる基準を満たし、かつ、当初資料に記載した配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(8) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(9) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼働している。

また、稼働時間内でシステムを止むを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、当機構ホームページで公開する。

当機構ホームページアドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

(10) 電子入札システム操作上の手引書は、当機構ホームページで公開している。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話 0570-007-522 (ナビダイヤル)

※ お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。

- ・お問合せされた方のお名前
- ・会社名／所属名
- ・連絡先の電話番号

イ ICカードの不具合発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関。

ただし、申請書類等の提出期限又は入札の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、1(8)ア(i)へ連絡すること。

- (12) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。

ア 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

イ 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ウ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

エ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

オ 辞退届受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

カ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

キ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

ク 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ケ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

コ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

サ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

シ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ス 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

セ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- (13) 1回目の入札が不調になった場合、再入札に移行する。

再入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から30分後には契約担当役から再入札通知書を送信する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。

- (14) 電子メールにより書面を提出する際に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、6(1)オの表に示すいずれかによるものとする（別に指定がある場合を除く。）。

なお、ファイル容量は10MBまでとし、10MBを超えるファイルは分割し送信する

こと。

24 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（各年度の 4 月に締結した契約

については原則として 93 日以内)

表－１ 本入札手続きに係る期間等

①申請書等の受付期間	令和５年８月８日（火）から令和５年９月１３日（水）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
②紙入札方式参加承諾願の受付期間	令和５年８月８日（火）から令和５年９月１３日（水）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
③入札説明書等に対する質問の受付期間	令和５年８月９日（水）から令和５年１０月６日（金）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
④入札説明書等の質問に対する回答閲覧期間	令和５年１０月１３日（金）から令和５年１０月２４日（火）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
⑤競争参加資格確認通知期限	令和５年９月２７日（水）
⑥競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明要求期限	令和５年１０月４日（水）
⑦競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答期限	令和５年１０月１２日（木）
⑧入札の締切日時	令和５年１０月２４日（火）１２時
⑨開札の日時	令和５年１０月２７日（金）１０時
⑩施工体制確認のための追加資料を提出すべき旨の連絡期限	令和５年１０月２７日（金）１７時
⑪施工体制確認のための追加資料提出の期限	令和５年１０月３１日（火）１０時
⑫施工体制確認のためのヒアリング	令和５年１１月２日（木）